

被災者の皆さまへ

武雄市では復興対策室を設置し、被災者の皆さまの支援を行なっております。
災害に関するお悩み、支援制度についてなどお気軽にご相談ください。

復興
支援

○ 住宅の応急修理制度の対象拡大

応急修理制度とは？

8月の豪雨災害により、住宅が一部損壊（10%以上の損害）以上の被害認定を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき、その住宅に住むための必要最小限の応急修理に要した費用の一部について、武雄市が直接施工業者へ支払う国の制度です。

新たに対象となった住宅

一部損壊(損害割合10%以上)の被害を受けた住宅
(床上浸水等により床材等に被害を受けた住宅)
※り災証明書の内容が一部損壊(床下)の方は対象外です。

※既に修理を終え、支払い済の住宅は対象外です。
◎対象と認められた場合は、従来の応急修理制度と同様の手続き、書類提出が必要です。

申込み時に必要なもの(持家、本人申込の場合)

- ・住宅の全景写真(申込時の写真で可)
- ・部屋の被害状況を確認できる写真(床材や壁の被害写真)
- ・り災証明書の写し
- ・印鑑

修理費限度額

全壊・大規模半壊・半壊の住宅：595,000円
(9月末までに修理が完了した場合は584,000円)
一部損壊（10%以上の損害）の住宅：300,000円

申込期限 12月20日（金）まで
(工事完了報告期限：令和2年3月20日)

○ 義援金の申請をお忘れなく！

8月の豪雨災害により、居住している住宅が床上浸水以上の被害に遭われた世帯を対象に、全国の皆さまから寄せられた義援金を、佐賀県及び武雄市の災害義援金配分委員会において決定した基準により順次支給します。

対象となる世帯の方は、申請ください。

住家被害	義援金
全壊	20万円
大規模半壊・半壊	10万円
一部損壊	2万円
一部損壊（床上）	2万円

手続き方法や詳しい内容はお尋ねください。

○ 災害支援ガイドブックを作成

支援制度をまとめたガイドブックを更新しました。
冊子をご要望の方は、災害相談専門ダイヤルへご相談ください。

また、武雄市ホームページでも最新の支援情報を掲載しています。

▷ 武雄市ホームページはこちら▶



○ 災害相談専門ダイヤル、特設窓口

受付時間 平日 8:30～17:15
電話番号 0954-27-7510
窓口場所 市役所1階ホール

全ての問い合わせはこちら▶ **問合せ** 復興対策室 ☎ 0954-27-7510



令和2年度放課後児童クラブ利用
申込みについて

放課後留守家庭の小学生を放課後児童クラブでお預かりします。令和2年4月からの利用申込みは、次のとおりとなります。必要書類等を揃えて申込期間中に提出してください。様式は武雄市ホームページからダウンロードできます。なお、令和2年4月1日から新1年生のお預かりができます。

申込期間／12月2日（月）から12月27日（金）

受付時間／8:30～17:00

受付場所／市役所2階 こども未来課

夜間受付

日時／12月23日（月）、24日（火）17:00～19:30

場所／市役所1階ホール

下記の児童クラブの利用申込みについては、各連絡先へお問い合わせください。

・こども絵本図書館 うらら（詩楽）の森『青空塾』
☎0954-45-0717（受付：月～金 10:00～19:00）

【対象校】山内西小学校、山内東小学校

詳しくは こども未来課 ☎0954-23-9215



国民健康保険税 納付証明書（申告用）
を交付します

平成31年1月1日～12月31日までに国民健康保険税を普通徴収（納付書払い・口座振替）で納付された世帯へ、確定申告などの社会保険料控除に使用する『国民健康保険税 納付証明書』を令和2年1月下旬に送付します。

年末調整などで事前に納付証明書が必要な方は、市民課窓口での申請により取得することが可能です。

申請窓口／武雄市役所 市民課

市民サービスセンター山内

市民サービスセンター北方

手数料／無料

必要書類／申請者の身分証明書（運転免許証等）

※別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。

受付時間／平日8:30～17:15

※土日祝日及び12月28日（土）～1月5日（日）は除きます。

《注意》年金天引き（特別徴収）されている国民健康保険税については、その年金を受給している本人の社会保険料控除になります。

また、その納付済額については年金保険者から送付される公的年金等の源泉徴収票でご確認ください。

詳しくは 税務課 ☎0954-23-9220

TAKEO
Information

くらしのヒントや気になるイベントなど、
耳寄り情報を一挙にお届け。
今月もお見逃しなく！



こころの相談・依存症相談について
からだところの健康を守りましょう！

災害のように大変強いストレスにあうと、程度の差はあっても、誰でも不眠やイライラ、災害体験がよみがえり不快になったりします。こういった症状等が長く続いたり、災害後、急にお酒の量が増えた等心配な症状があれば下記の相談窓口をご活用ください。

○精神科医師によるこころの相談（予約制・無料）

日時／毎週水曜日 午後

場所／杵藤保健福祉事務所

受付／杵藤保健福祉事務所 ☎0954-22-2105

○精神保健福祉センターによる依存症出張相談（予約制・無料）

日時／①12月5日（木）専門医師

②令和2年3月5日（木）依存症相談員

場所／杵藤保健福祉事務所

受付／佐賀県精神保健福祉センター ☎0952-73-5060

※上記以外にもセンターでは、毎月2回精神科医師による相談（要予約）を行っています。

詳しくは 杵藤保健福祉事務所 ☎0954-22-2105



令和2年度
償却資産の申告について

対象者／会社、商店、農業、不動産等の事業を営む法人及び個人事業主

対象資産／事業用に使用している構築物、機械、器具及び備品等で毎年1月1日現在所有している資産

申告先／武雄市役所税務課

申告期限／令和2年1月31日（金）まで

※申告書を12月上旬に発送しますので、必ず申告をお願いします。なお、新たに事業を始められた方で、申告書が届かない場合は税務課までご連絡ください。

※「前年中に資産の増減がない場合」や「該当資産がない場合」も必ずその旨を記載し申告してください。

詳しくは 税務課 ☎0954-23-9220



家屋を解体された方へ

令和元年中に家屋の全部または一部を解体された方は、税務課までご連絡をお願いします。（法務局で家屋の滅失登記がお済みの方は連絡不要です。）

詳しくは 税務課 ☎0954-23-9220

有料広告

寒さ対策は内窓で！

〈施工:約30分～1時間〉
今ある窓に**プラス**するだけで **断熱** **防音** **結露軽減** **暖房費の節約**

年間暖房費
(約)16,670円
節約!!

結露による
掃除の負担を
軽減!!

→ 内窓
← 今ある窓

生まれる空気層

内窓を取り付けることで、
窓の窓との間に空気層が生まれます。これが暖の役目となり、断熱効果や防音効果を生み出します。

樹脂製の内窓

樹脂の熱伝導率はアルミに比べて約1/1000。外気の温度に左右されにくく、断熱効果、防音効果を発揮します。

玄関、窓の1dayリフォーム、
フェンス、カーポート、シャッター、
ガラス割れ替え など
その他、お家の「困った…」解決します!

土井ガラス 武雄市山内町
大字犬走184-1

土・日・祝日もお電話受付できます

Tel.0954-45-4144

有料広告

山内斎場 **まごころ**

心温まる家族葬

ご家族と親しい方たちだけでゆっくりと過ごして頂けます。

お気軽にお問い合わせください。

0954-45-5181